

# 公債管理ダイジェスト 2008

H20.2 鹿児島県総務部財政課

## 公債管理の基本方針

「県政刷新大綱—持続可能な行財政構造の確立に向けて—」(H17.3 策定, 一部抜粋)

- (1) 今後, 新規に発行する県債を抑制することにより, 県債残高とともに, 公債費が増加しないよう管理する方向で取り組む。
- (2) 今後とも, 長期にわたって安定的な資金調達を図る。

### 1. 県債残高・公債費抑制への取り組み

#### (1) 県債発行の抑制等

- ▼ 県債を主な財源とする普通建設事業費全体の水準の見直し  
(対前年度当初予算比 ⑩ △ 8.7%, ⑪ △ 9.8%, ⑫ △ 3.8%)
- ▼ その他の県債についても, 県債残高が増えないように発行額を抑制

〈県債発行額及び県債残高の推移〉

(単位: 億円)

年 度	H 1 8 (決算)	H 1 9 (3月補正後)	H 2 0 (当初)
元金償還額 (A)	1,115	1,142	1,116
新規の県債発行額 (B)	1,102	1,163	1,054
県債残高への影響額 (B-A)	△ 13	+ 21	△ 62
年度末県債残高 (H19, H20は見込み)	16,159	16,180	16,118

※ H19は国において, 地方税の減収に伴う財源不足額を減収補てん債の発行で対応することとされたことから, 本県も, 県債残高が一時的に増嵩する見込み

- (2) 高利(6%以上)の公的資金の繰上償還 (H19 ~ H21 で 84.5 億円)  
(繰上償還額 ⑬ 36.7 億円)

### 2. 安定的な資金の調達等

#### (1) 資金調達手段の多様化

全国型市場公募地方債(個別債・共同債)の積極的活用

(単位: 億円)

年度	全国型(機関投資家向け)			住民参加型 (観光かごしまパワーアップ債)	合 計
	個 別	共 同	計		
H19	100	350	450	20	470
H20	100	350	450	20	470

#### (2) 積極的なIR活動の実施

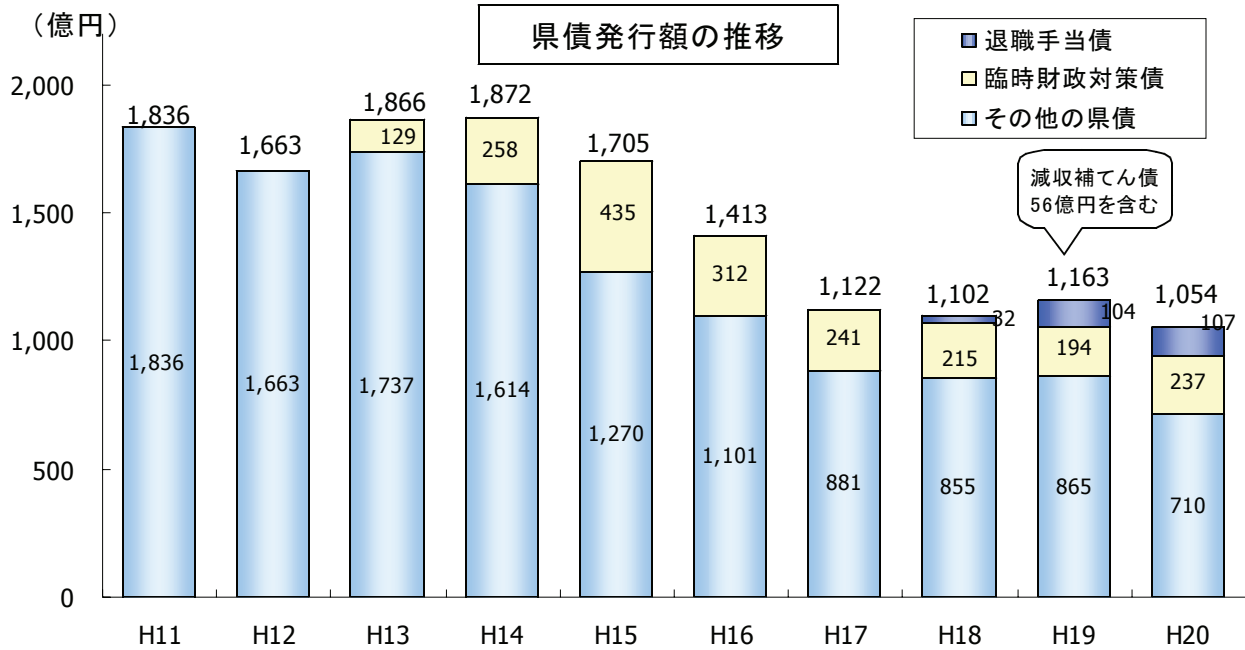
- ▼ 市場公募地方債発行団体合同 IR 説明会への参加
- ▼ 機関投資家への個別訪問の実施
- ▼ ホームページ等を活用した大綱に基づく取組や財政状況等の公表

- (3) 市場公募地方債の元金満期一括償還に備えた基金積立て (⑭ 49.4 億円)

# 1. 県債残高等の抑制への取り組み

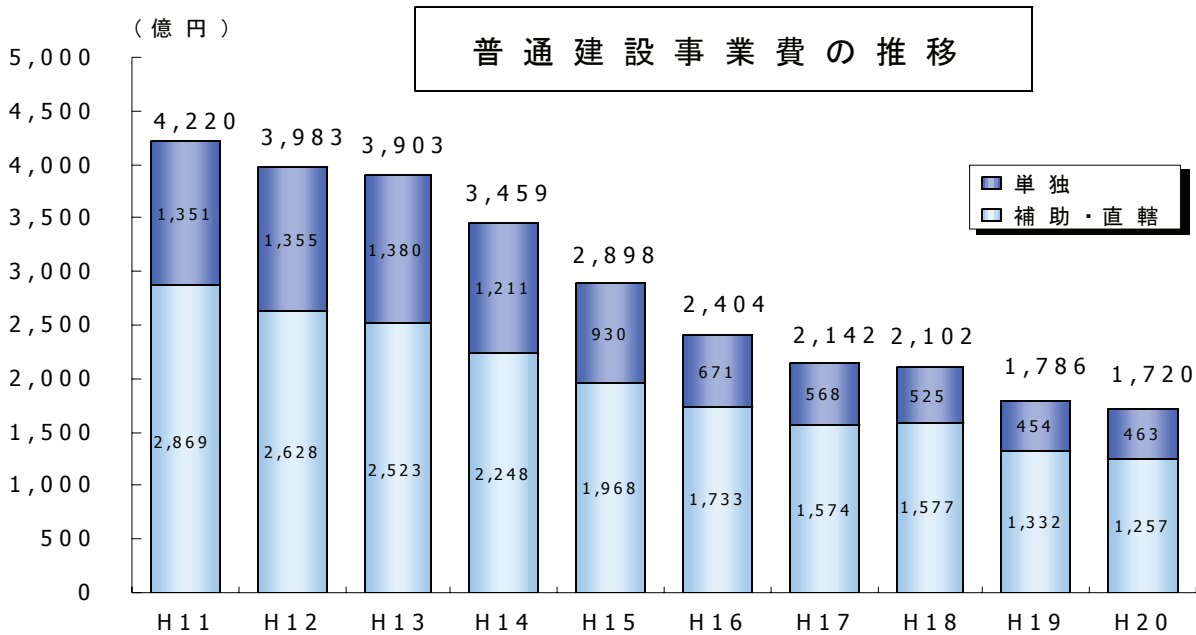
## (1) 県債（新規発行分）の推移

### 普通建設事業費の削減等により、新規の県債発行額を抑制



※1 H18までは決算額（借換債相当分を除く），H19は3月補正後予算，H20は当初予算ベース（一般会計）  
 ※2 県債発行額は，事業繰越との関係で，予算額と決算額とは異なってくる。（繰越事業に充当する県債は翌年度以降に発行するため（H18は125億円の県債繰越が発生））

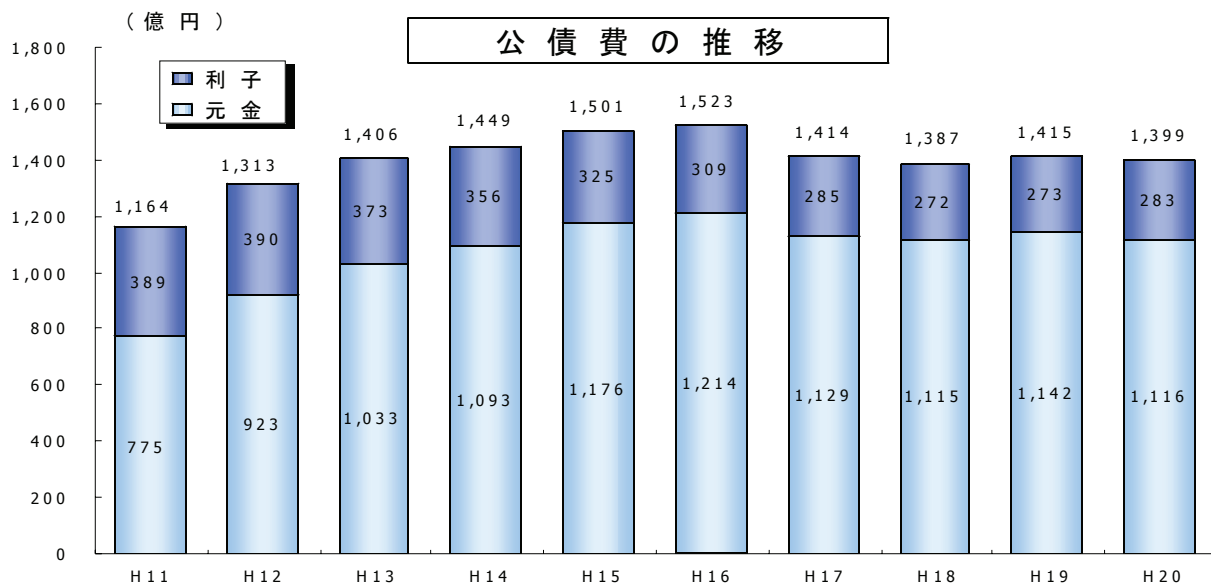
「事業繰越」－会計年度独立原則の例外として，当該年度の歳出予算（事業）の一部を翌年度以降において執行すること  
 「臨時財政対策債」－地方交付税の振替として発行する地方債（H20には，地方税の偏在是正のために措置される見込みの地方再生対策費38億円を含む）  
 「退職手当債」－団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対応するため，10年間（H18～27）の特例措置として発行が認められている地方債



※ H18までは決算額，H19は3月補正後予算，H20は当初予算ベース（一般会計）

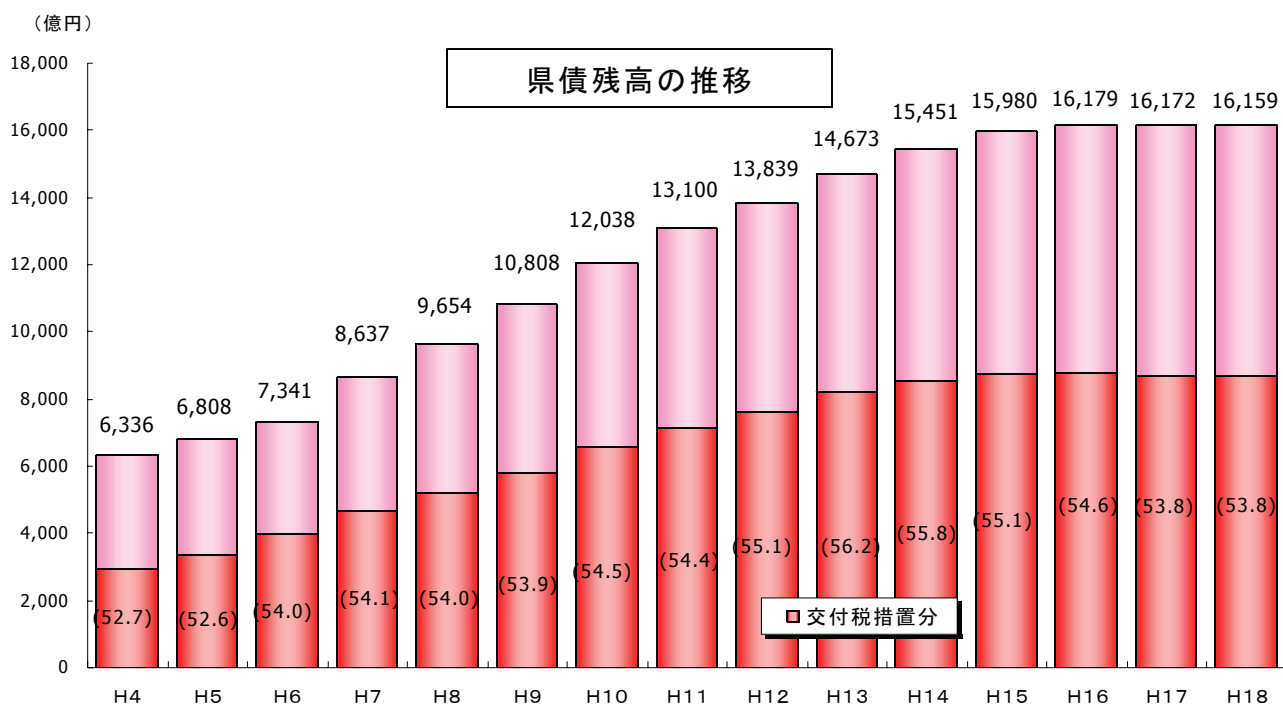
## (2) 公債費の推移

**新規の県債発行抑制 → 将来の公債費負担を抑制**  
 ただし、公債費は、当面、現水準で推移



※ H18までは決算額（借換債相当分を除く）、H19は3月補正後予算、H20は当初予算ベース（一般会計）

（ 「公債費」－地方公共団体が借り入れた地方債の毎年度の元利償還（返済）金、一時借入金利子及び満期一括償還方式の県債に係る償還財源積立金の合計 ）



※1 一般会計に係る県債残高の推移（決算ベース）

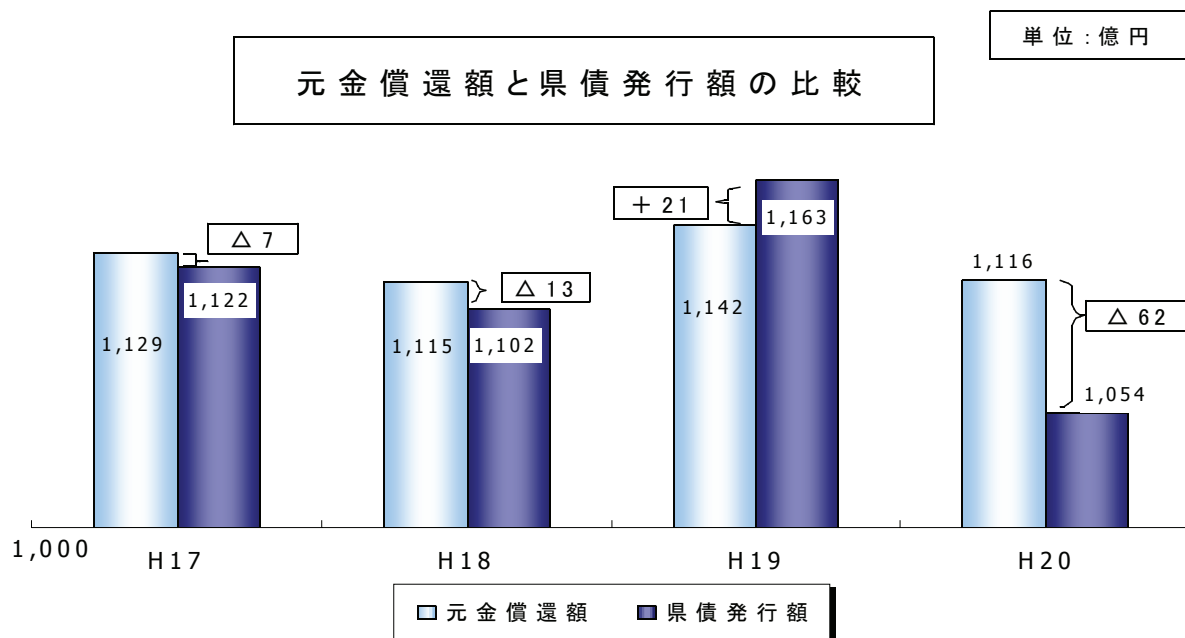
※2 ( )は、NTT債除きの県債残高に対する交付税措置率(%)

（ 「NTT債」－国が地方公共団体や公共的施設を整備する民間事業者等に無利子貸付を行ったもので、その元金償還金は、全額が国のNTT株の売却収入により措置される。 ）

### (3) 県債残高の状況

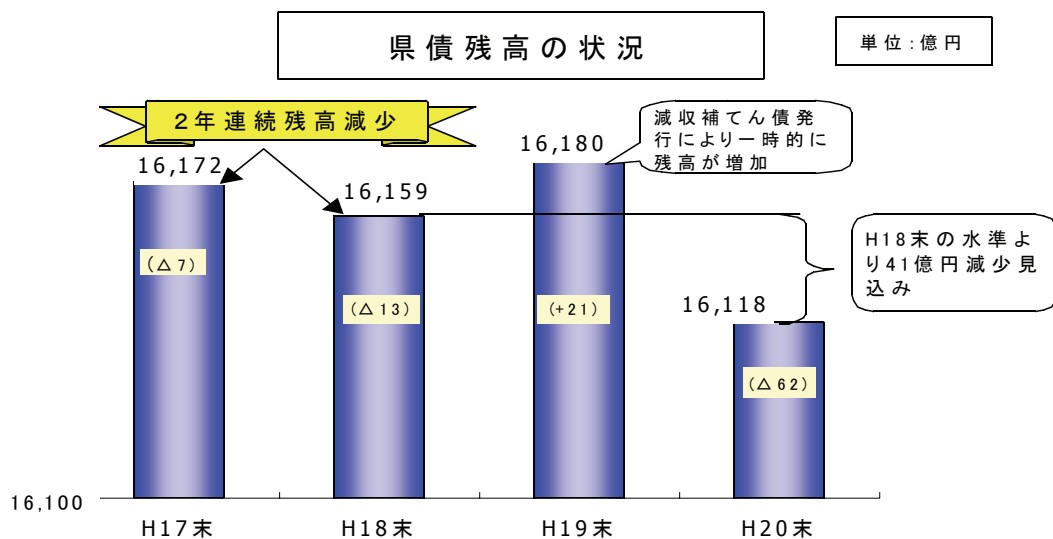
**19年度末に一時的に増加 → 20年度末には再び減少へ**

※ 19末残高は、減収補てん債の発行（56億円）により一時的に増加



※ H18までは決算額，H19は3月補正後予算，H20は当初予算ベース（一般会計）

県債発行－元金償還<0の場合，県債残高は減少



※1 H18までは決算，H19は3月補正後予算，H20は当初予算ベース（一般会計）

※2 H19，H20の県債残高は，事業繰越に伴い翌年度に発行する県債繰越をH18と同額（125億円）と仮定した場合の見込額。

※3 ( ) は，対前年度増減額

#### (4) 公的資金の繰上償還（借換）

### 公債費抑制のため、高利の公的資金を低利の民間資金に借り換え

※ 従来、公的資金の繰上償還については、将来の利息に見合う金額を補償金として支払うことが条件とされていたが、一定の条件のもとに補償金なしの繰上償還が認められた。

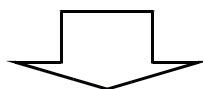
#### ▼ 繰上償還（補償金なし）の条件

- ・ 対象期間は、財政融資資金：H19～21、簡保資金：H20～21、公庫資金 H19～H20
- ・ 実質公債費比率による条件

区 分	対 象 資 金
実質公債費比率が 18 % 以上の団体	金利 5 % 以上
〃 15 % 以上 18 % 未満の団体	〃 6 % 以上
〃 15 % 未満で財政が著しく硬直化している団体	〃 7 % 以上

(注) 本県の実質公債費比率 = 15.2 %

- ・ 行政改革・経費節減に関する計画策定と国による承認



本県の場合、金利6%以上の公的資金(財政融資資金、公営企業金融公庫資金、簡保資金)が繰上償還の対象(⑬29.1億円、⑭36.7億円、⑮18.7億円)

＜ 仮に、対象額(全額)を金利2.5%の民間資金に借り換えると  
利払いコストがトータルで約6億円の軽減となる。＞

〈公的資金の繰上償還対象額等〉

(単位：百万円)

繰上償還年度		H 1 9		H 2 0		H 2 1
資金区分		財政融資	公 庫	財政融資	簡 保	簡 保
年度末	金利 7 % 以上	921	1,987	—	104	—
	金利 6 % 以上	—		3,564	—	1,872
残 高	計(対象額)	921	1,987	3,564	104	1,872
今後の支払利息 (A)		101	210	241	6	356
金利 2.5 % で借り換え た場合の支払利息 (B)		35	79	90	1	128
軽 減 額 (B - A)		△ 66	△ 131	△ 151	△ 5	△ 228

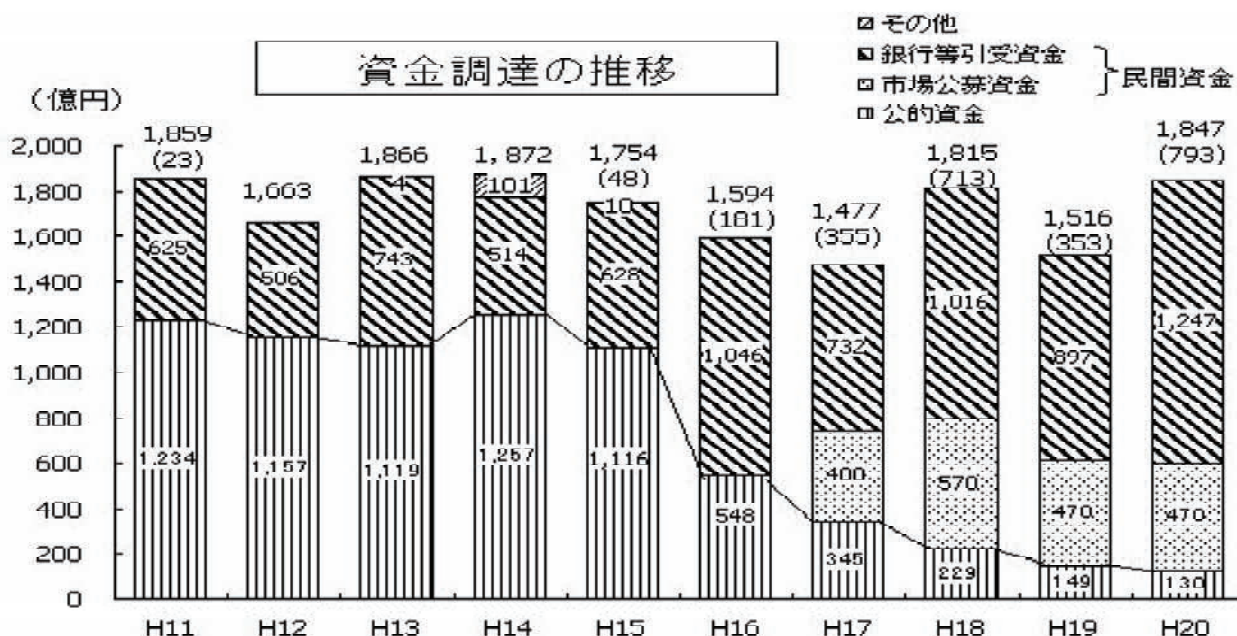
約6億円の公債費負担軽減

※ 公庫資金のH19繰上償還対象額は、金利6.7%以上

## 2. 安定的な資金の調達等

### (1) 県債資金調達の現状

#### 公的資金の減、借換債の増に伴い、民間資金を中心に調達



※ H18までは決算額，H19，H20は現時点の見込み額（H16までは一般会計，H17からは公債管理特別会計分を含む）

※（ ）は借換債発行額で内数

### (2) 県債資金調達の考え方

#### 発行時期の平準化・発行年限の多様化 金利動向やキャッシュフローを見極めた機動的な借入 機関投資家等への積極的なIRの実施

##### ▼ 発行時期の平準化

→ 年間を通じた資金需要の動向を勘案しながら，市場公募債の活用などにより，発行時期の平準化を図る。

##### ▼ 発行年限の多様化

→ 債券の需給動向，投資家ニーズ等を踏まえつつ，金利コストや金利変動リスクを勘案しながら，適切な年限構成により資金調達を行う。

##### ▼ 機動的な借入

→ 金利動向やキャッシュフローの状況を見極めた機動的な資金調達（銀行等引受資金）により，公債費負担の軽減を図る。

##### ▼ 積極的なIRの実施

→ 県政刷新大綱に基づく行財政構造改革の着実な成果等を機関投資家へ十分説くことにより，本県地方債に対する信認の維持・向上を図る。

(3) 資金調達手段の多様化

**各資金の特色を踏まえたバランスのよい資金調達を実施**  
 ↓  
**長期的・安定的な資金である市場公募地方債を積極的に活用**

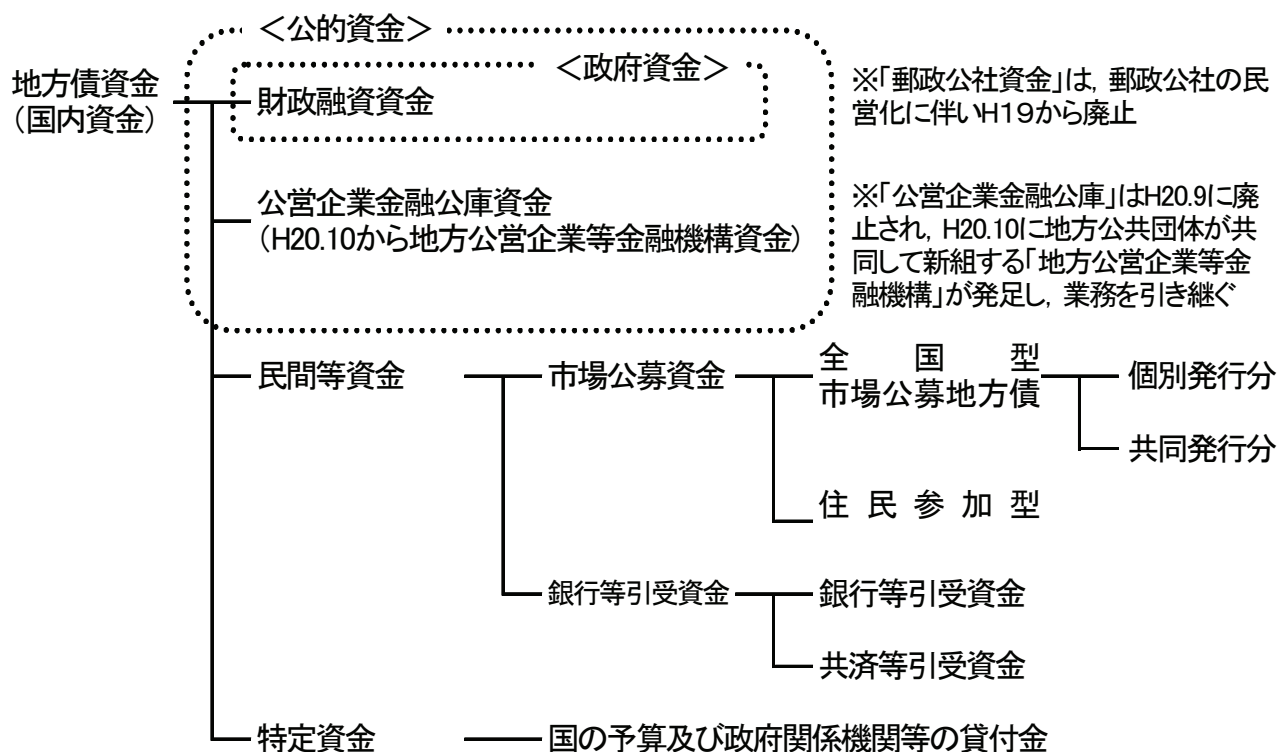
○ 市場公募地方債の発行額

(単位：億円)

年度	全国型（機関投資家向け）		住民参加型	合計
	個別	共同	観光かごしまパワーアップ債	
	5年債(予定)	10年債	5年債	
H19	100	350	20	470
H20	100	350	20	470

※ H20 観光かごしまパワーアップ債は11月発行予定

**地方債資金の区分**



## 各資金の特色

区 分		発行方式	発行年限	償還方法	利率の設定	対 象 事 業
公的資金	政府資金	証書	5～30年 超長期（20年～）が中心	元利均等	選択 ①固定金利方式 ②利率見直し方式	一般公共, 公営住宅, 災害復旧, 義務教育施設, 社会福祉施設, その他
	公営企業 金融公庫 資金 (H20.10～地方公 営企業等金融機 構資金)	証書	5～28年 超長期（20年～）が中心	元利均等	選択 ①固定金利方式 ②利率見直し方式	水道, 交通, 病院, 下水道, 公営住宅, 臨時地方道整備, その他
民間等資金	市場 公募 資金	全国型市場 公募地方債	証券 10年及び5年 （一部で超長 期20年又は30 年）	満期一括	固定金利方式	地方公共団体の任意 （償還期間によつて は借換が必要となる 場合がある。）
		住民参加型 市場公募地 方債	証券 5年等の中期 が中心	満期一括	固定金利方式	
	銀行等引受 資金	証券 証書	10年が中心	元金均等 満期一括 等	地方公共団体 の任意	

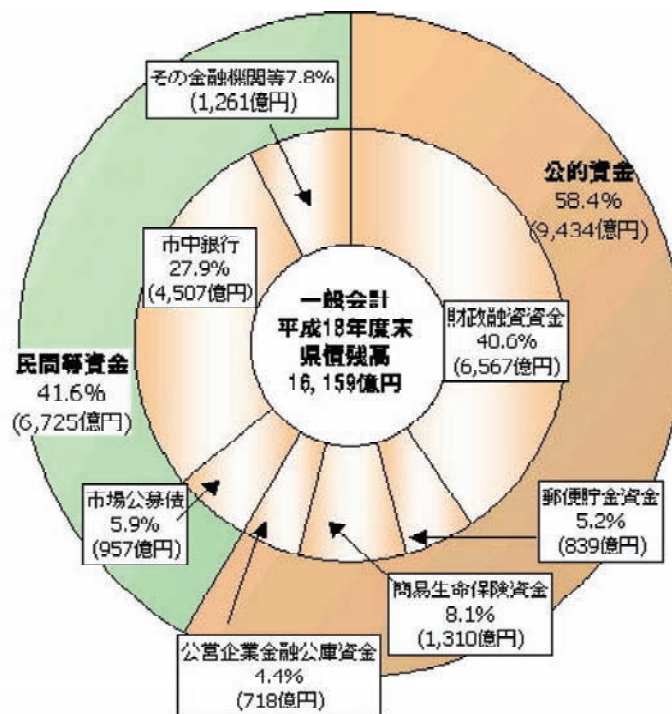
※ 地方債のあらまし（地方債制度研究会編）を基に加筆修正



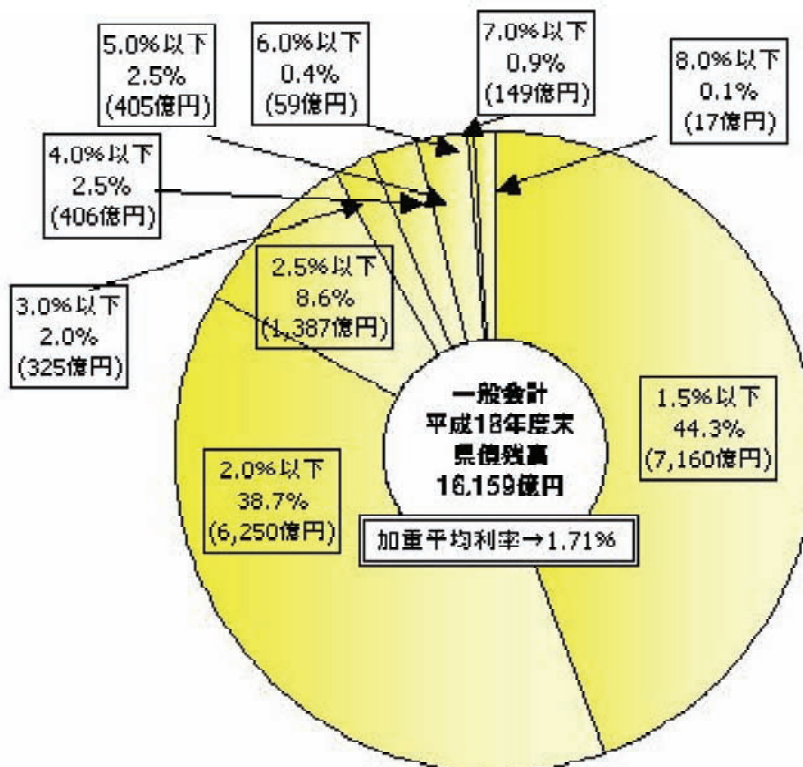
(4) 県債残高の状況 (借入先別, 利率別)

低金利の影響等により, 加重平均利率は低下 (⑯1.82%→⑰⑱1.71%)

借入先別県債残高の状況



利率別県債残高の状況



(5) 金利の高い県債の状況

**高金利の公的資金の借換等により、6%以上の県債は激減**

※ H 20 末における金利6%以上の県債の残高は、H 18 末の 166 億円から 26 億円へ、8割以上減少

※ 借入利率 6% 以上の県債(一般会計)

(単位:百万円)

借入利率	資金区分	借入額	借入年度	最終償還年度	H18末 残高	H19末 残高見込	H20末 残高見込	繰上償還 (予定)
7.3%	財政融資資金	128	S57	H19	11	0	—	
	簡保資金	1,182	S57	H19	103	0	—	
	共済等引受資金	100	S56	H19	2	0	—	
		100	S57	H20	7	2	0	
7.2%	財政融資資金	3,900	H2	H22	1,223	0	—	H20.3
7.1%	財政融資資金	103	S59	H21	25	0	—	H20.3
	簡保資金	1,198	S58	H20	198	103	0	H20.9
		411	S59	H21	99	68	0	H20.9
	共済等引受資金	125	S58	H21	14	9	3	
6.9%	財政融資資金	1,111	H2	H22	343	253	0	H21.3
6.85%	公庫資金	1,573	H1	H21	315	0	—	H20.3
6.8%	簡保資金	678	S60	H22	184	135	84	H22.3
	公庫資金	3,969	H1	H21	794	0	—	H20.3
6.75%	公庫資金	1,650	H2	H22	440	0	—	H20.3
6.7%	財政融資資金	13,369	H1	H21	3,559	0	—	H21.3
	簡保資金	1,079	H1	H21	287	198	103	
		2,264	H1	H26	1,213	1,093	966	H22.3
	公庫資金	4,590	H2	H22	1,224	0	—	H20.3
6.6%	財政融資資金	9,725	H2	H22	3,328	2,576	0	H21.3
	簡保資金	742	H2	H22	320	140	97	H22.3
		1,642	H2	H27	956	874	789	H22.3
	共済等引受資金	25	S59	H22	4	3	2	
6.4%	共済等引受資金	307	H2	H28	132	118	104	
6.3%	簡保資金	252	H3	H28	151	139	126	H22.3
6.2%	財政融資資金	3,948	H1	H21	1,023	703	0	H21.3
	共済等引受資金	63	S60	H22	13	10	7	
		209	H1	H27	81	71	62	
6.05%	財政融資資金	47	S60	H22	14	11	0	H21.3
	簡保資金	953	S60	H22	277	214	147	H22.3
		987	H1	H22	286	222	152	H22.3
<b>合計</b>		<b>56,430</b>			<b>16,626</b>	<b>6,942</b>	<b>2,642</b>	

(6) 満期一括償還に備えた基金積立

市場公募地方債(満期一括償還方式)の償還財源として、毎年度、  
ルールどおりに基金積立を実施

(⑱13.3億円, ⑲33.8億円, ⑳49.4億円)



実質公債費比率等の財政指標が高くないよう管理

(実質公債費比率 ⑱15.9%, ⑲15.2%)

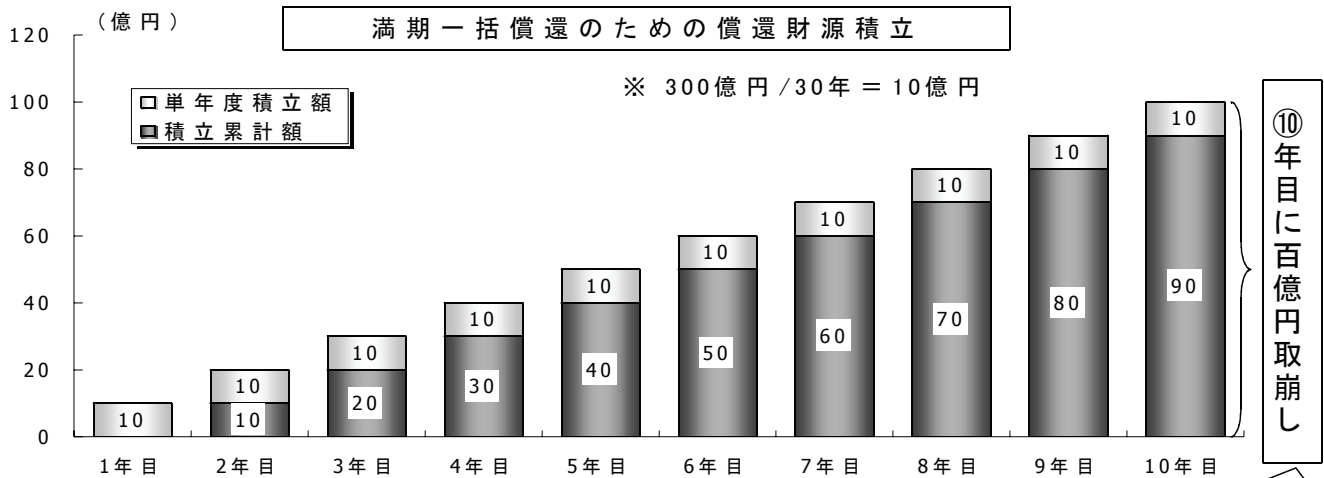
○ 市場公募地方債の満期一括償還に備えた基金積立

(単位：億円)

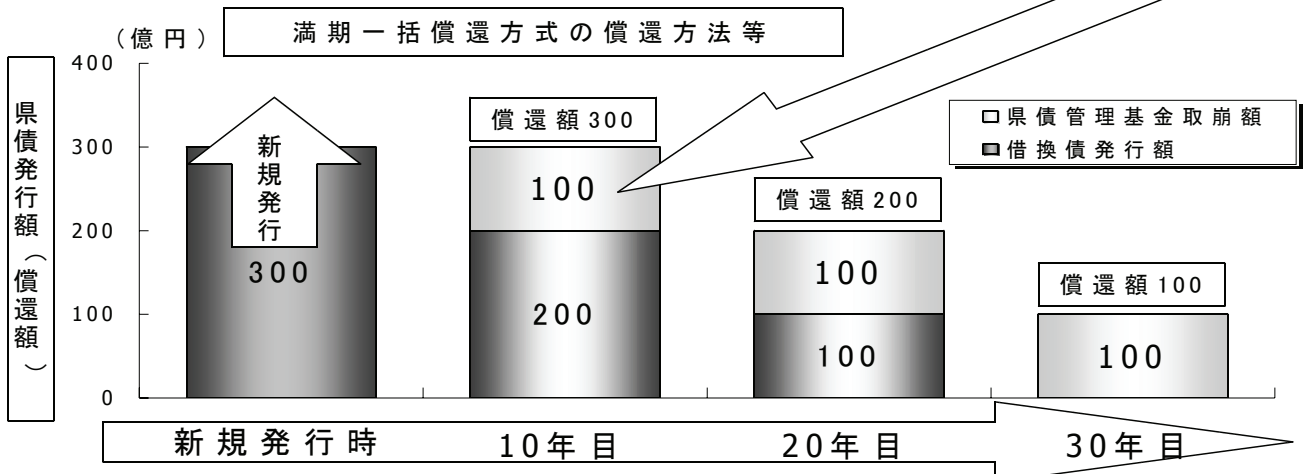
区 分	発行額	⑱積立額	⑲積立額	⑳積立額	合 計
H 17 債	400	13.3	13.3	13.3	39.9
H 18 債	570	—	20.5	20.5	41.0
H 19 債	470	—	—	15.6	15.6
合 計	1,440	13.3	33.8	49.4	96.5

<(参 考) 発行額300億円(許可年限30年)と仮定した場合

(毎年度10億円ずつ積立, 2回借換) >



※ 11年目以降も同様に、毎年度10億円ずつ積立てて、10年目に全額取り崩す。

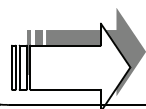


## (7) 県債（地方債）の償還確実性（安全性）

**地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、  
BIS規制(※)におけるリスクウェイト0%**

### 1 地方債の元利償還に要する財源の確保

- 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- 地方財政計画の歳出に公債費(地方債の元利償還金)を計上
- 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額(基準財政需要額)に地方債の元利償還金の一部を算入



地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

### 2 地方債の借入れ時の措置＝早期是正措置としての起債許可制度

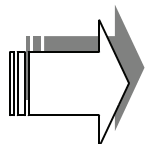
〔起債許可を要する団体〕

- 実質公債費比率が高い地方公共団体

実質公債費比率が18%以上は許可を要する  
(本県は、15.2%(H18))

- 実質赤字額が一定以上である地方公共団体

都道府県の場合、実質赤字額が標準財政規模の2.5%以上(本県の場合、100億円程度)

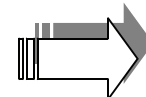


個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、早期是正措置として、財政状況の悪化している団体については、起債許可を要することとした上で、財政状況に応じて地方債の発行を事前に制限

### 3 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（H19.6成立）

財政指標の公表は19年度決算から、計画策定の義務づけは20年度決算から適用

- 財政状況を判断するためのフロー・ストックに係る指標の整備と情報開示の徹底
- 財政の早期是正や再生スキームの構築 等



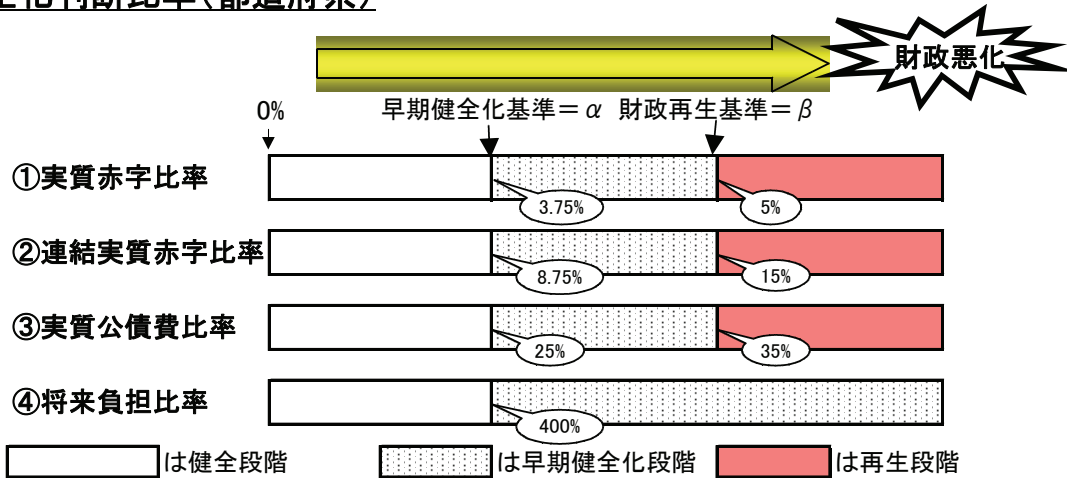
財政再生段階においては、国の関与による確実な再生を図る

※ BIS規制－国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準（BIS：国際決済銀行（Bank for International Settlements））

(8) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

**地方公共団体の早期健全化・早期再生のための法整備**

◆ **健全化判断比率(都道府県)**



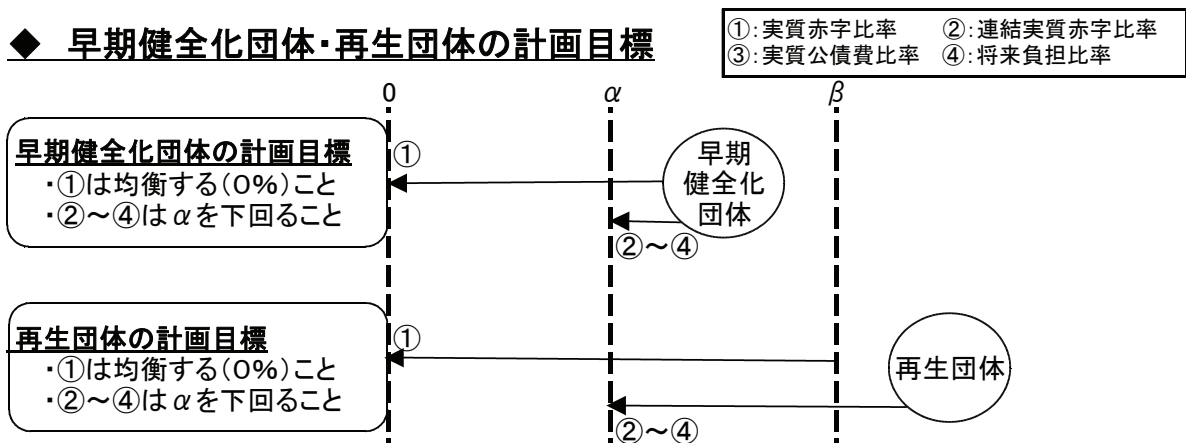
- \* 1 ①～④の指標のいずれかが早期健全化基準( $\alpha$ )以上の団体は、早期健全化団体となる。
- \* 2 ①～③の指標のいずれかが財政再生基準( $\beta$ )以上の団体は、財政再生団体となる。

◆ **各段階における対応**

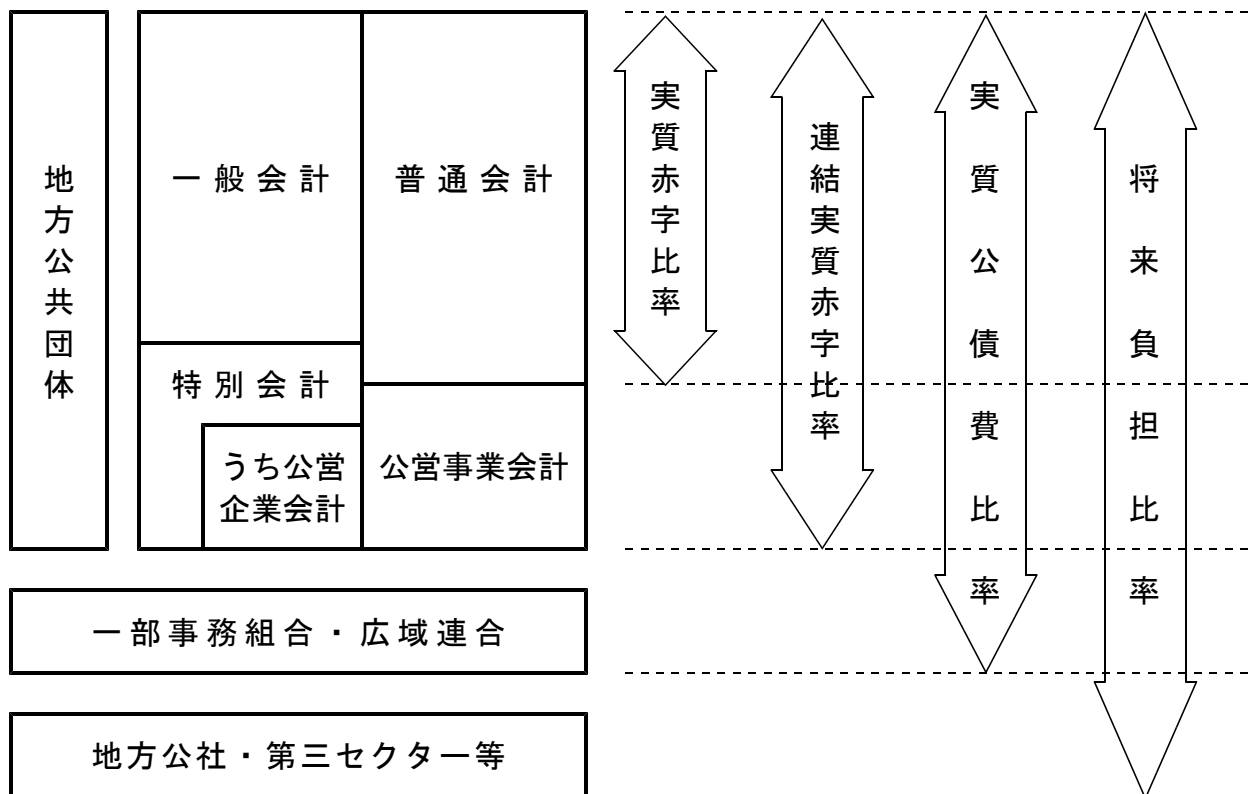
	0	$\alpha$	$\beta$
段階に応じた対応	健全段階	早期健全化段階	再生段階
	指標の整備と情報開示の徹底	自主的な改善努力による財政健全化	国等の関与による確実な再生
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各指標について、監査委員の審査に付し議事に報告し公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○財政健全化計画の策定(議決)、外部監査の要求の義務づけ</li> <li>○実施状況を毎年度議事に報告し公表</li> <li>○早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣が必要な勧告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○財政再生計画の策定(議決)、外部監査の要求の義務づけ</li> <li>○財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる</li> <li>○財政運営が計画に適合しないと認められる場合等については、予算の変更等を勧告</li> </ul>

- \* 3 再生段階において、財政再生計画に係る総務大臣の同意がある場合は、計画期間内を償還年限とする地方債(再生振替特例債)の起債が可能
- \* 4 再生段階において、財政再生計画に係る総務大臣の同意がない場合は、災害復旧事業等を除き地方債の起債を制限

◆ **早期健全化団体・再生団体の計画目標**



## 【健全化判断比率の概要】



**I 実質赤字比率** = 
$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

**II 連結実質赤字比率** = 
$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

**III 実質公債費比率** = 
$$\frac{\text{(元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \text{の3カ年平均}$$

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率

**IV 将来負担比率** = 
$$\frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率